

広島県水道広域連合企業団議会議規則をここに公布する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団議会議長 安井 裕典

広島県水道広域連合企業団議会議規則第1号

広島県水道広域連合企業団議会議規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第12条）
- 第2章 議案及び動議（第13条—第17条）
- 第3章 議事日程（第18条・第19条）
- 第4章 選挙（第20条—第30条）
- 第5章 議事（第31条—第36条）
- 第6章 発言（第37条—第48条）
- 第7章 表決（第49条—第57条）
- 第8章 請願（第58条—第61条）
- 第9章 秘密会（第62条・第63条）
- 第10章 辞職及び資格の決定（第64条—第66条）
- 第11章 規律（第67条—第73条）
- 第12章 懲罰（第74条—第79条）
- 第13章 会議録（第80条—第82条）
- 第14章 協議又は調整を行うための場（第83条）
- 第15章 議員の派遣（第84条）
- 第16章 補則（第85条）

附則

第1章 総則

（参集）

第1条 議員は、招集日の開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席等の届出）

第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

3 議員は、会議に遅参又は会議中退席しようとするとき（緊急の場合の一時的離席を除く。）は、その理由を議長に届け出なければならない。

(宿所又は連絡所の届出)

第3条 議員は、宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(議席)

第4条 議員の議席は、議長が定める。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。
- 3 議席には、号数及び氏名標を付ける。

(会期)

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

- 2 会期は、招集日から起算する。

(会期の延長)

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第9条 会議時間は、午後1時30分から午後5時までとし、議長が会議での宣告により終了する。ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めるときは、変更することができる。

- 2 会議の開始は、号鈴その他の方法で報ずる。

(休会)

第10条 広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例（令和4年広島県水道広域連合企業団条例第4号）第2条第1項に規定する広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の休日は、休会とする。

- 2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決により休会とすることができる。
- 3 議長が特に必要があると認めるとき又は議会の議決により休会の日でも会議を開くことができる。

(会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会又は休憩は、議長が宣告する。

- 2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(出席催告)

第12条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所（第3条（宿所又は連絡所の届

出)) の規定による届出をした者にあつては、当該届出の宿所又は連絡所) に文書又は口頭をもって行う。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第15条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第17条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。

第3章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第18条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第19条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は討論を用いなくて会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第20条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第21条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第22条 投票による選挙を行うときは、議長は、第20条((選挙の宣告)) の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(選挙立会人)

第23条 議長は、議員の中から2人以上の立会人を指名し、選挙に立会させる。

(投票用紙の配布)

第24条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させる。

(投票)

第25条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第26条 議長は、投票が終ったと認めるときは、投票漏れの有無を確め、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(投票の効力)

第27条 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第28条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

(選挙に関する疑義)

第29条 選挙に関する疑義は、議長が会議にはかって決める。

(投票の保存)

第30条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、これを保存しなければならない。

第5章 議事

(議題の宣告)

第31条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(議案等の説明及び質疑)

第32条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑を行う。

2 提出者の説明は、議会の議決で省略することができる。

(修正案の説明)

第33条 前条第1項の質疑が終ったときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(討論及び表決)

第34条 議長は、修正案に対する質疑がある場合は、その質疑が終ったとき討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第35条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(議事の継続)

第36条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6章 発言

(発言の許可等)

第37条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の通告等)

第38条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者がすべて発言を終った場合は、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が決める。

4 通告した者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

5 第1項ただし書の規定により発言しようとするものは、起立して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を求めなければならない。

6 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認めた者を指名する。

(討論の方法)

第39条 討論については、議長は、最初に反対者をして発言させ、次に賛成者及び反対者をして、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第40条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第41条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(発言時間の制限)

第42条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限につき、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は討論を用いないで会議にはかって決める。

(議事進行に関する発言)

第43条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要が

あるものでなければならない。

(質疑又は討論の終結)

第44条 質疑又は討論が終ったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑終結の動議を提出することができる。

3 賛否各2人以上の発言があった後、又は甲方が2人以上発言して乙方に発言の要求者がいないときは、議員は、討論終結の動議を提出することができる。

4 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第45条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第46条 議員は、企業団の一般事務につき、議長の許可を得て、質問することができる。

2 質問者は、あらかじめ議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(準用規定)

第47条 質問については、第44条（（質疑又は討論の終結））の規定を準用する。

(発言の取消又は訂正)

第48条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て、自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言を訂正することができる。ただし、訂正は発言の趣旨をかえることはできない。

第7章 表決

(表決問題の宣告)

第49条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第50条 表決宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第51条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第52条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対し出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第53条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

3 投票を行う場合には、問題を可とする者は「賛成」と、否とする者は「反対」と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

(選挙規定の準用)

第54条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第22条（議場の出入口閉鎖）、第23条（選挙立会人）、第24条（投票用紙の配布）、第25条（投票）、第26条（投票の終了）、第27条（投票の効力）、第28条（選挙結果の報告）、第29条（選挙に関する疑義）及び第30条（投票の保存）の規定を準用する。

(表決の訂正)

第55条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第56条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第57条 同一の議題について、議員から数箇の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第8章 請願

(請願書の記載事項等)

第58条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

(請願文書表)

第59条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

(陳情書の処理)

第60条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願として取り扱うことが適当と認められる場合は、請願書の例により処理することができる。

(請願の採否)

第61条 議会は、請願を受理したときは、採否を決定しなければならない。

第9章 秘密会

(指定者以外の退場)

第62条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第63条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第10章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第64条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかってその許否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第65条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項（議長及び副議長の辞職）の規定は、議員の辞職について、準用する。

(資格の決定)

第66条 法第127条第1項の規定により議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、その理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

第11章 規律

(品位の尊重)

第67条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第68条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第69条 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(禁煙)

第70条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第71条 何人も、議長の許可がなければ登壇してはならない。

(制鈴)

第72条 議長が制鈴をならしたときは、何人も、沈黙しなければならない。

(議長の秩序保持権)

第73条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要と認めるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

第12章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第74条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第63条第2項（（秘密の保持））の違反に係るものについては、この限りでない。

(代理弁明)

第75条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議で一身上の弁明をする場合において、議会の同意を得たときは、他の議員をしてかわって弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第76条 戒告又は陳謝は、議会の定める戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第77条 出席停止は7日をこえることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第78条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議に出席したときは、議長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第79条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第13章 会議録

(会議録の記載事項)

第80条 会議録に記載する事項は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告

- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
 - (9) 会議に付した事件
 - (10) 議案の提出、撤回等に関する事項
 - (11) 選挙の経過
 - (12) 議事の経過
 - (13) 記名投票における賛否の氏名
 - (14) その他議長又は議会において必要と認めた事項
- 2 議事は、議長が適当と認める方法によって記録する。

(会議録に掲載しない事項)

第81条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取り消しを命じた発言及び第48条（（発言の取消又は訂正））の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名者)

第82条 会議録に署名する議員は、2人以上とし、議長が会議において指名する。

第14章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第83条 法第100条第12項に規定する議会の運営に関し協議又は調整等を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。ただし、招集権者が議長以外の者である場合その他これにより難しい場合は、協議等の場において別に定める。

第15章 議員の派遣

(議員の派遣)

第84条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長がこれを決定することができる。

- 2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第16章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第85条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議にはかつて決める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第83条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	企業団議会の運営に関する協議又は調整等	全議員	議長

備考 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、この表に掲げる議長の職務を代理する順序は、次のとおりとする。

第1順位 副議長

第2順位 議員中の年長者